

日本興亜の「くるまの保険」 ドライバー保険



NIPPONKOA
INSURANCE

日本興亜損保
NKSJグループ

運転免許をお持ちであっても、お車を所有されていない方のための自動車保険です。他人から借りたお車を運転中の事故を補償します。

この保険で補償の対象となる事故は、日本国内*で発生した事故に限ります。

*日本国外における日本船舶内を含みます。

ドライバー保険で補償の対象となる「借りたお車」

- 自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車
 - 自家用(小型・軽四輪)貨物車
 - 自家用普通貨物車(最大積載量0.5t以下/0.5t超2t以下)
 - 特種用途自動車(キャンピング車)
 - 二輪自動車
 - 原動機付自転車
- ※次のお車を運転中の事故については補償の対象となりません。
- 記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族が所有するお車
 - 記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族が1年以上を期間として借り受けたお車
 - 記名被保険者が役員となっている法人の所有するお車
 - 記名被保険者の使用者が所有するお車(使用者の業務のための運転中に限ります。)

主な補償内容と 保険金をお支払い できない主な場合

<補償の組合せについて>

- 対人賠償保険、対物賠償保険については、必要な補償をお選びいただけます。
- 自損事故保険は対人賠償保険に自動的にセットされます。
- 搭乗者傷害危険補償特約は、対人賠償保険または対物賠償保険にセットしてご契約いただけます。

補償種類(保険金・特約)	内 容	保険金をお支払いできない主な場合
対人賠償保険	借りたお車での自動車事故により他人を死亡させたり、ケガをさせた場合、法律上の損害賠償責任の額から自賠責保険などによって支払われる金額を差し引いた額について、1回の事故につき被害者1名ごとに、ご契約金額を限度に保険金をお支払いします。また、日本興亜損保の同意を得て支出された、示談や訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用などもお支払いします。	○ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱、核燃料物質などによる損害 ○ 地震・噴火・津波による損害 ○ 台風・洪水・高潮による損害 ○ 事故の相手方など、第三者との約定により加重された損害賠償責任による損害 ○ お車を競技・曲技に使用することまたはこれらを目的とする場所で使用することによる損害 ○ ご契約者、記名被保険者の故意による損害
対物賠償保険	借りたお車での自動車事故により他人の財物(自動車、家屋など)をこわした場合、法律上の損害賠償責任の額について、1回の事故につきご契約金額を限度に保険金をお支払いします。また、日本興亜損保の同意を得て支出された、示談や訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用などもお支払いします。 ※自己負担額を設定された場合は、その額を差し引いてお支払いします。 ※次の事故については、ご契約金額が「無制限」であっても、お支払いする保険金の額は1回の事故につき10億円を限度とします。 ● 「借りたお車」または「借りたお車が牽引中のお車」に業務として積載している危険物の火災、爆発または漏えいによる事故 ● 航空機に対する事故	○ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱、核燃料物質などによる損害・ケガ ○ 地震・噴火・津波による損害・ケガ ○ お車を競技・曲技に使用することまたはこれらを目的とする場所で使用することによる損害・ケガ ○ 酒気帯びの状態や無免許などで運転中に、その本人に生じた損害・ケガ ○ 補償を受けられる方の故意、重大な過失、闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって、その本人に生じた損害・ケガ ○ 補償を受けられる方の脳疾患・疾病または心神喪失によって、その本人に生じた損害・ケガ ○ 極めて異常かつ危険な方法でお車に搭乗中の方に生じた損害・ケガ
自損事故保険	借りたお車に搭乗中の記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族・別居の未婚のお子様(婚姻歴のない方に限ります。)*が自動車事故により亡くなられたり、ケガをされた場合で、自賠責保険などで保険金が支払われないときに、1回の事故につき補償を受けられる方1名ごとに、次の保険金をお支払いします。	○ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱、核燃料物質などによる損害・ケガ ○ 地震・噴火・津波による損害・ケガ ○ お車を競技・曲技に使用することまたはこれらを目的とする場所で使用することによる損害・ケガ ○ 酒気帯びの状態や無免許などで運転中に、その本人に生じた損害・ケガ ○ 補償を受けられる方の故意、重大な過失、闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって、その本人に生じた損害・ケガ ○ 補償を受けられる方の脳疾患・疾病または心神喪失によって、その本人に生じた損害・ケガ ○ 極めて異常かつ危険な方法でお車に搭乗中の方に生じた損害・ケガ
死亡保険金 後遺障害保険金	亡くなられた場合は、1,500万円、後遺障害が生じた場合は、その程度に応じて50万円から2,000万円をお支払いします。	
介護費用保険金	重度の後遺障害が生じ、かつ、介護を要すると認められる場合は、200万円をお支払いします。	
医療保険金	入院または通院された場合、治療日数*1日につき入院6,000円、通院4,000円をお支払いします。(1回の事故につき補償を受けられる方1名ごとに100万円を限度とします。)	
搭乗者傷害 危険補償特約	借りたお車に搭乗中の方が自動車事故により亡くなられたり、ケガをされた場合に、1回の事故につき補償を受けられる方1名ごとに、次の保険金をお支払いします。	
死亡保険金 後遺障害保険金	事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合は、ご契約金額の全額、後遺障害が生じた場合は、その程度に応じてご契約金額の4%から100%をお支払いします。	
医療保険金 (一時金払)	医師の治療を要し、治療日数*が1日から4日の場合は1万円、5日以上の場合は10万円をお支払いします。ただし、腕や脚の骨折・切断、脳挫傷など一部の重いケガについては、その内容に応じて30万円、50万円または100万円をお支払いします。 ※同一の事故により複数のケガをされた場合は、それぞれのケガの内容に応じた医療保険金のうち、最も高い金額をお支払いします。	
「医療保険金」の 2倍支払特約	上記医療保険金(一時金払)について、通常の2倍の金額をお支払いします。	
医療保険金 (日数払)に 関する特約	事故発生日からその日を含めて180日を経過するまでの期間を限度に、医師の治療が必要と認められない程度に治った日までの治療日数*に対して、1日につきご契約の入院保険金日額または通院保険金日額をお支払いします。(通院治療日数は90日を限度とします。) ※この特約をセットされた場合、医療保険金(一時金払)はお支払いしません。	
死亡・後遺障害 のみ補償特約	搭乗者傷害危険補償特約でお支払いする保険金を死亡保険金および後遺障害保険金に限定します。(この特約をセットされた場合、医療保険金はお支払いしません。)	

<ご注意>

- ① 死亡保険金をお支払いするにあたって、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を差し引いて死亡保険金をお支払いします。
- ② 医療保険金をお支払いするにあたって、次のような通院は「治療日数*」に含めません。
 - 回復程度を確認するための通院
 - 薬剤や診断書の入手、検査
 - その他医師によるケガの治療行為を伴わない通院

<他のケガや後遺障害、病気の影響について>

事故によりケガをされた場合に、既に存在していたケガや後遺障害、病気の影響または事故によりケガをされた後で、その事故と関係なく発生した別のケガや病気の影響によって、ケガの程度が重くなったときや治療期間が長くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

*治療日数とは、医師による治療のために病院または診療所に入院または通院した日数をいいます。

2012年10月改定

契約概要の ご説明

ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただいたうえで、お申し込みください。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しくは、「安心ガイド」をご覧ください。また、ご不明な点につきましては、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

1 商品の種類

適用される普通保険約款は「ドライバー保険普通保険約款」、保険種類は「ドライバー保険」となります。

2 主な引受条件など

(1) 記名被保険者

記名被保険者は、免許証(仮免許証を除きます。)をお持ちの方1名とします。なお、記名被保険者は対人賠償保険および対物賠償保険などの補償を受けられる方となりますので、正確にお申し出ください。

(2) 補償の対象となる運転者の範囲

ドライバー保険において補償を受けられる運転者は記名被保険者ご本人のみです。なお、記名被保険者ご本人の年齢により「21歳以上」「21歳未満」のいずれかの年齢区分をお選びください。

(3) ドライバー等級別料率制度について

ドライバー等級別料率制度は、記名被保険者ごとの事故の発生状況に応じて、1等級から20等級までの等級および事故有係数適用期間により保険料が割引・割増される制度です。

新たにドライバー保険をご契約いただく場合は6等級となり、ご契約後1年間無事故であれば翌年の等級が7等級に進行します。その後も無事故であれば引き続き無事故年数に応じた等級(最高20等級)を適用します。また、事故を起こされた場合には、事故1件につき3等級下がります。(搭乗者傷害危険補償特約に係る事故のみの場合は事故件数に含めません。)

※このドライバー等級別料率は一般の自動車保険(カーBOX・SIP)に引き継ぐことはできませんが、所定の要件を満たす場合には、一般の自動車保険をご契約いただく際、ノンフリート等級7(A)~(E)・(G)等級を適用することができます。

(4) ご契約期間

ご契約期間は原則として1年間ですが、1年未満とすることもできます。なお、実際のご契約期間につきましては契約申込書にてご確認ください。

(5) ご契約金額

対人賠償保険、対物賠償保険および搭乗者傷害危険補償特約については、ご契約金額をお決めいただけます。なお、実際のご契約金額につきましては契約申込書にてご確認ください。

3 商品の仕組みと補償内容など

ドライバー保険は「相手方への賠償」および「ご自身や同乗者の補償」から構成されており、必要な補償を組み合わせてご契約いただけます。主な補償内容やセットのできる主な特約および保険金をお支払いできない主な場合につきましては、このパンフレットの表面をご覧ください。また、詳しくは、「安心ガイド」をご覧ください。

その他のご注意事項

<ご契約にあたってご注意いただきたいこと>

- 記名被保険者がご契約者と異なる場合は、記名被保険者にもこのパンフレットをご覧ください。ご契約者よりお伝えください。
- ご契約時に保険料をお支払いいただいた場合、日本興亜損保所定の保険料領収証を交付いたしますので、お確かめください。
- 保険証券または保険契約継続証は大切に保管してください。なお、ご契約後1か月を経過しても保険証券または保険契約継続証が届かない場合は、最寄りの日本興亜損保までお問い合わせください。(Web確認割引を適用したご契約を除きます。)
- ご契約期間中に、保険料の改定や割増引制度の新設・改定などを行った場合でも、ご契約期間の初日時点における保険料率を適用いたしますので、保険料は変更いたしません。また、これらの改定は予告なく実施することがありますので、あらかじめご了承ください。

※このパンフレットは「ドライバー保険」の概要を説明したものです。さらに詳しい内容をお知りになりたい場合は「安心ガイド(普通保険約款・特約)」をご用意しておりますので、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。「安心ガイド(普通保険約款・特約)」は日本興亜損保のホームページでもご覧いただくことができます。ご契約に際しては重要事項説明書の「契約概要のご説明」および「注意喚起情報のご説明」を必ずお読みください。また、「ご契約内容がご希望に沿っていること」「保険料の算出に関する事項が正しいこと」を確認させていただきますので、ご協力いただけますようお願いいたします。取扱代理店は、日本興亜損保との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、日本興亜損保と直接契約されたものとなります。ご契約手続きその他ご不明な点につきましては、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

4 保険料

保険料は、ご契約金額およびドライバー等級別料率などにより決定します。具体的な保険料につきましては、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。なお、実際にお支払いいただく保険料は契約申込書にてご確認ください。

5 保険料のお支払方法

保険料の主なお支払方法は次のとおりです。

	一時払	分割払
口座振替払	○	×
コンビニ払	○	×

※上記のほか、現金による直接支払やクレジットカード払もあります。※コンビニ払およびクレジットカード払は一部、お取り扱いできない場合があります。※団体扱契約または集団扱契約(ご契約期間は1年に限ります。)の場合は給与控除などによるお支払いとなります。また、分割払(12回)も可能です。

6 解約返れい金

ご契約を解約される場合には、取扱代理店または日本興亜損保にお申し出ください。解約に際しては、原則、月割計算により、既に経過したご契約期間に対する保険料と既にお支払いいただいた保険料に応じて、保険料を返還または請求させていただきます。

※ご契約や解約の条件によっては、解約時の追加・返還保険料が日割計算となる場合があります。詳しくは、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

7 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

ご連絡窓口(おかけまちがいにご注意ください。)

●日本興亜損保の保険に関する苦情・ご相談窓口

<お客様サポート室> **0120-919-498**
[受付時間: 平日の9:00~20:00/土日、祝日の9:00~17:00]
(12/31~1/3を除きます。)

●事故が発生した場合のご連絡先

万が一、事故が発生した場合は、ただちに取扱代理店または次の「事故受付センター」までご連絡ください。

<事故受付センター> **0120-258-110**
[受付時間: 24時間×365日] じこは 110番

<事故があった際のお手続きについて>

この保険で補償の対象となる事故が発生した場合は、ただちに事故の状況やケガの程度などを取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。その後、取扱代理店または日本興亜損保から保険金のご請求に関するご案内をいたします。

なお、相手方との示談交渉をされる場合は、必ず事前に日本興亜損保の承認を得てください。

※ただちにご連絡をいただけなかったことによって生じた損害につきましては、お支払いの対象とならない場合がありますのでご注意ください。

~私たちが、未来に今できること~

日本興亜損保では、環境に優しい「エコ安全ドライブ」を推進しています。



日本興亜損害保険株式会社

〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3
お客様サポート室 0120-919-498
受付時間: 平日の9:00~20:00/土日、祝日の9:00~17:00
(12/31~1/3を除きます。)
ホームページアドレス <http://www.nipponkoa.co.jp>

●お申込み・お問合せは下記の取扱代理店まで